



菊

村上会計だより

編集 発行人
村上税理士事務所
税理士 村上 行雄
税理士 村上 慎一
〒933-0843
高岡市永楽町1-2
TEL 0766(24)2030(代)
FAX 0766(24)2160
<http://murakami.zei-mu.com>

11月 (霜月) November

3日・文化の日
23日・勤労感謝の日

日	9	23
月	10	24
火	11	25
水	12	26
木	13	27
金	14	28
土	1	15 29
日	2	16 30
月	3	17
火	4	18
水	5	19
木	6	20
金	7	21
土	8	22

11月の税務と労務

- | | |
|---|---|
| 国 税 / 10月分源泉所得税の納付
11月10日 | 国 税 / 3月決算法人の中間申告
12月1日 |
| 国 税 / 所得税予定納税額の減額申請
11月17日 | 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告
12月1日 |
| 国 税 / 所得税予定納税額第2期分の納付
12月1日 | 地方税 / 個人事業税第2期分の納付
都道府県の条例で定める日 |
| 国 税 / 9月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)12月1日 | 労 務 / 労働保険料第3期分の納付
12月1日 |
| 国 税 / 12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告
(年3回の場合)12月1日 | (労働保険事務所組合委託の場合)12月14日まで) |

税を考える週間 11月11日~11月17日

ワンポイント 原告訴訟

国が原告となり、訴訟を起こすこと。滞納国税を回収するため、代表的なのが「差押債権取立請求訴訟」で、国が、滞納者の第三債務者に対する債権を差し押さえた場合、その取立権に基づき第三債務者からその債権を取り立てるために起こす民事訴訟です。滞納整理促進策として国税当局は活用しています。

株式会社の機関設計と 周辺の訴訟リスク

経済構造の複雑化に伴い様々な業種や業態が生まれています。このため、会社法の制定を始めとして企業法制も大きく変わりました。

現在、内国法人の多くが株式会社や旧有限会社法により設立された会社で、この両者でその大部分を占めています。

そこで、多くの中小企業が直面する中小企業特有の問題を概観してみたいと思いますのでご自身の会社の参考にして下さい。

会社法の下では、株式会社、有限会社に対する一様でないニーズに対応して、有限会社を廃止するとともに、株式会社において、取締役の人数制限を撤廃し、監査役の設置を任意化するなど機関設計について大幅な定款による自治を認めましたが、その反面、機関設計のルールが複雑となり、分かり

にくくなったことは否めません。

注意したい 機関設計のルール

株式会社では、機関として設置が義務付けられているのは株主総会と取締役のみとなっています。

会社法における株式会社の区分と区別があります。株式の全部の内容として譲渡制限を定めないか、一部の内容として譲渡制限を定める場合には公開会社の区分となります。前者は特に「全株式譲渡制限会社」と呼ばれることもありま

す。中小規模の株式会社の中には、譲渡制限の定めをおかない会社もあるものと思えますが、実際上、



その多くは、全株式譲渡制限会社にあたります。

この場合は、取締役会を設置する必要はありませんし、監査役の監査の範囲を会計の範囲に限定することができません。

取締役会設置会社

全株式譲渡制限会社では、委員会設置会社及び監査役会設置会社でない限り、取締役会を設置するかしないかは自由です。もっとも会社法が施行される以前から存続する株式会社にあっては、その定款に取締役会を置く旨の定めがあるものとみなされています。

取締役会を置かないこととする場合には、その旨の定款変更が必要

要です。

取締役会を設置しない場合には、株主総会の権限が株式会社に關する一切の事項に及びます。取締役会設置会社においては取締役会の決議事項とされるものが株主総会の決議事項となります。

監査役設置会社

監査役設置会社であるか否かの区分では、まず、取締役会設置会社では監査役を置かなくてはなりません。ただし、全株式譲渡制限会社において、会計参与を置く場合は監査役を置かなくてもよいことになっています。

もっとも全株式譲渡制限会社においては、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定することができませんが、こうした会計の範囲しか監査権限を有しない監査役が設置されている会社は、会社法上の「監査役設置会社」には含まれません。

また、会社法が施行される以前から存続する小会社についてはその定款に監査範囲を会計に関する

ものに限定する定めがあるものとみなされています。ただし、登記の場面では、会計監査しか行わない監査役しかない会社も監査役設置会社である旨を登記することになります。

中小企業の機関の 周辺の問題

さて、中小企業の株式会社の多くは、取締役会を置く場合でも監査役の監査範囲を会計に関するものに限定していることが多いものと思われまふ。また、取締役会も監査役も置かないとする企業も多々と思われまふ（取締役会を置かない場合は監査役を設置も任意のため）。このように業務監査権限のある監査役が置かれぬ場合には、株主に強力な権限が与えられてい

まふ。
第一に株主は、裁判所の許可なく取締役会の議事録を閲覧することができまふ。

第二に取締役会の招集について、目的外その他法令定款違反のおそれがある場合、株主は、取締役会の招集を請求することができます。

一定期間経過後は自ら招集することもできまふ。

第三に自ら招集を請求した取締役会または自ら招集した取締役会において株主は自ら意見を述べる

ことができまふ。
第四に取締役の責任の一部免除

に関して、定款の規定に基づいて取締役の過半数の同意または取締役会の決議による取締役等の責任の一部免除をすることはできまふ。

第五に取締役が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、当該事実を株主に報告しなければならぬことになりまふ。

この他、会社法では、債権者保護のため、設立時に出資すべき額よりは会社の財産の適切な開示、資産の適切な保持の方が重要であると考えられたために最低資本金制度は撤廃されまふ。

債権者保護のための規制として第一に会計帳簿の作成の適時性・正確性を明文化すること、第二に会計参与制度を創設し、また会計監査人の設置範囲を拡大することにしました。第三にすべての株式会社における貸借対照表の公告を

義務づけることにしました。

とりわけ中小規模の株式会社においては、金融機関等からの計算書類の信頼性が低く、信頼性を高めるために新しく会計参与の制度が導入されていますので一考を要

株主総会の 瑕疵を攻撃する訴訟

中小企業においては経営支配から排除された少数株主によって、総会決議の瑕疵を攻撃する訴訟が起こされることが少なくありません。この背景には、中小企業においては法律で定められた株主総会を開催していなかったり、その手続きに不備のあることがよくみられるという事情があります。

このような訴訟のケースにおいては、いままで会社関係者の誰もが問題視しなかつたのに、経営権争いに負けたとたんその手続きの瑕疵を攻撃することがあります。これに対して、否定的評価をする裁判例もありますが、このような原告の真の意図は勝訴判決を得ることではなく和解に持ち込むこと

である場合が多いのです。経営者はこの辺の事情を知っておくべきです。

名目的取締役の責任

かつての判例では、名目的取締役に監督義務違反の責任を課したものもありますが、近時の裁判例では、報酬を一切受けない等の名目的取締役に重過失による任務懈怠があるとはいえないとの理由で責任を否定する事例が少なくありまふ。

ただし、これは当時の裁判の背景として会社法制定前に小規模な会社を含めて株式会社すべてについて三人以上の取締役を要求していた法制が名目的取締役を生んでいたとの認識が裁判所側にあつた

ようです。
今後は、全株式譲渡制限会社では取締役会の設置が要求されず、取締役一名でも可能となつた会社法の下では、その責任が嚴重に判断されることになるものと考えまふ。取締役就任は慎重に判断すべきです。

「地方」が人気。 最近の外国人旅行者

昨年、日本にやって来た外国人旅行者の数は、過去最高の834万9,000人。前年を約100万人も上回りました。ところで最近、海外からの旅行者が興味を抱き訪れる場所にちょっとした変化がみられるとのこと。それは、東京、京都といったいわゆる定番のルートではなく、地方へと拡がっている傾向がみられるとのことなのです。

福島県の06年の外国人宿泊者数は7万2,000人で過去最高でした。韓国人がほぼ半数を占め、その理由は、ここ数年で過熱した韓国のゴルフ熱です。ゴルフ場の施設は韓国より優れ、飛行機代を考へても割安とのこと。また、昨年、真言密教の聖地、高野山を抱える和歌山県高野町に宿泊した外国人観光客は、5年前の3倍強にあたる3万人を数えたそうです。04年、世界遺産に登録されて注目度がアップしたことに加え、昨春発行のミシュラン旅行

ガイドで「二つ星」の観光地として取り上げられた効果もあるようで、「これこそが探していた本当の日本だ」との声もよく聞くそうです。

大分県の「別府」は、なんとといっても約2,800の源泉数を誇る日本有数の温泉郷のほか、整備されたゴルフ場の数々。02年に14万人だった外国人観光客が、06年には21万人にふくれあがりました。また、「立山黒部アルペンルート」には、雪が珍しいアジア圏からの観光客を中心に、高さ20mに及ぶ雪の壁の道が人気を集めています。02年の2万人が、昨年は11万5,000人に増加しました。

昨年、訪日した国別人数では、韓国・台湾・中国と、上位を近隣の国々が占める一方で、近年オーストラリアからの旅行者の伸びが著しくなっています。スキー愛好家にとって自国が夏の時期、北海道、長野、岩手など日本は格好の観光スポットとなるからです。

どこに行っても大差のない都会より、古き良き日本の文化を感じるご当地が人気です。

店に行かずにDVDレンタル

借りに行ってまた返却に行く…。レンタルの最大の難点(?)それは「手間」。返しに行く時間がなくて延滞料金が発生した、などという苦い経験をお持ちの方もいるのではないのでしょうか。そんな「足」を使わなくてはならなかったレンタルDVDは今、オンラインレンタルの時代に突入しつつあります。

オンラインレンタルとは簡単にいうと、インターネットで注文する、自宅に届く、ポストに投函して返却、という仕組み。開始当初は近所にレンタル店がない人や仕事を持つ人から支持を集め、次第にファミリー層へ拡大・浸透していきました。各社が参入しているため、利用者は自分に合ったレンタル会社を見つけることがポイントになります。インターネットの比較サイトを利用すると各社の違いがわかります。

ちなみに料金については各社さまざまなプランがあり、月々定額料金で借り放題や、1回500円のワンコインなど。今、新しいレンタル方式は拡大を続けています。

紅茶の日

十一月一日は紅茶の日。この日、三重県の船頭・大黒屋光太夫がロシアの女帝エカテリーナ二世に招かれ、日本人として初めて紅茶を飲んだことに由来しています。一七九一年、大黒屋光太夫を乗せた船は三重県の白子港を出て江戸に向かう途中、嵐に遭難しロシア領の小さな島にたどりつきま

す。日本への帰国を願うも当時の日本は鎖国中。しかし彼は、帰国できるようなエカテリーナに直談判を試みたそう、その時に女帝にお茶会に招かれました。のちに彼は長い年月をかけシベリアなどを横断し、ついに日本へ帰りました。紅茶の茶樹は「アメリカ・シネンシス」といい、ツバキ科に属します。緑茶やウーロン茶も、製造法が異なるだけで同じ樹から作られています。紅茶にも旬があり、秋摘みはオータムナルと呼び、強めで少し渋くなる「通好み」な味わいだそうです。